

家畜衛生情報



令和5年3月1日
(通算第600号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

飼養衛生管理基準等の遵守徹底をお願いします！

家畜伝染病予防法第12条の3により農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準の一つに、「愛玩動物の飼育禁止」があります。

【愛玩動物の飼育禁止】

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場において、飼育場所を限定する場合を除く。）

豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した農場周辺で猫が確認された事例があり、農場内へのウイルス持ち込みの要因の一つであると考えられます。
ネズミ捕り用としても飼育はできませんのでご注意ください。



その他 鶏を感染から守るために！

- ① 鶏が、野鳥や野鳥の糞便等と接触することを避けましょう。
- ② 餌の食べ残しや餌こぼれを片付けましょう。また、餌を保管する入れ物には、必ずフタをし、野鳥やネズミが来て病気をうつす機会をなくしましょう。
- ③ 鶏舎に立ち入る場合は手指・靴等の消毒を徹底しましょう。
- ④ 野鳥等の侵入防止のため、飼育舎にはネット(網目2cm以下)を設置し、穴などがあれば補修しましょう。
- ⑤ 水道水あるいは塩素消毒した水を飲水にしましょう。

【家畜の異常の際は家保に連絡を！（閉庁日は公用携帯に自動転送されます）】

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232